

主要農作物の種子生産に係る県条例の制定を求める意見書

主要農作物種子法（以下「種子法」という。）を廃止する法案が、2017年4月14日の参議院本会議で可決・成立し、2018年4月1日、種子法は廃止されました。

これまで県行政は、種子法に基づき高品質な原種・原原種の生産・供給及び優良な品種を決定するための試験を担い、本県の主要農作物である水稻、麦及び大豆の安定生産や品質向上に中心的な役割を果たすことにより、地域農業の振興に大きな貢献をしてきました。

一方、種子法の廃止を受けて一部の府県においては、これまで行政が担ってきた種子生産業務を外部に移管する等の方針が示され、移管されれば種もみの価格上昇や品質低下を招きかねない等の報道がなされています。県内の生産現場においても、将来的には優良な品種の選定や種子が安定的に供給されなくなるのではないかという不安が広がっています。

以上を踏まえ、農業主産県として今後も県行政が種子生産に中心的な役割を果たし、これまでどおりの行政対応を継続することに必要な予算及び関係部署の人員体制を恒久的に措置する観点から、主要農作物の種子生産に係る県条例を制定することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成31年3月15日

岩手県一関市議会

岩手県知事 殿